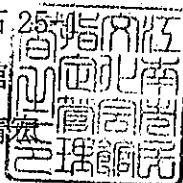




令和8年2月17日

江南市教育委員会 様

江南市北野町川石25-4
江南市民文化会館
館長 竹澤 清宏



令和8年度江南市民文化会館休館日の開館について

江南市民文化会館休館日を開館するにあたり、江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則（平成9年教育委員会規則第1号）第3条第3項の規定に基づき、教育委員会の承認をいただきますようお願いします。

記

1 休館日に開館する日時

令和9年2月15日（月）午前9時から午後9時30分

2 開館する会場

第1会議室、第2会議室、美術工芸室、第1和室

3 開館理由

確定申告会場として利用するため。

（参考）

江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則（抜粋）

（開館時間及び休館日）

第3条 条例第3条の3に規定する文化会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 条例第3条の3に規定する文化会館の休館日は、次のとおりとする。

（1）毎月第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）が当該月曜日に当たるときは、その翌日）

（2）1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。